

防犯カメラ及びドライブレコーダーの新規設置状況

(報告)

1 新規設置・移設

(1) 防犯カメラ

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 八代港 | P 1 |
| ② 天草拓心高校 水産実習船熊本丸 | P 9 |
| ③ 熊本地震震災ミュージアム | P 1 9 |
| ④ 湧心館高校 | P 2 5 |

(2) ドライブレコーダー

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 県南広域本部農業普及・振興課 | P 3 1 |
| ② 道路保全課 | P 3 7 |
| ③ 芦北地域振興局農業普及・振興課 | P 4 3 |
| ④ 城南家畜保健衛生所 | P 4 9 |
| ⑤ 県立美術館 | P 5 3 |

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：八代港管理事務所)

項目	内容
1 設置施設	八代港
2 設置の目的	港湾施設の安全管理及び防犯等のため
3 設置根拠 (法令等)	港湾法第12条及び第34条
4 撮影の対象者	施設利用者、不正侵入者
5 収集する個人情報の 内容	容姿及び行動内容
6 防犯カメラ等の設置 を必要とする理由又は 事情	防犯又は施設の安全管理を目的とする。 (岸壁での衝突事故や金物の盗難が発生。)
7 カメラの台数と設置 場所	県営1号上屋(1台) 県営4号上屋(1台) 県営5号上屋(2台)
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 レコーダーへの保存(録画保存期間は1週間)
9 記録画像の外部への 提供	(1) 通常時 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 捜査機関等
10 防犯カメラ等の取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表の方法：八代港管理事務所ホームページへの掲載
11 その他の特記事項	

(別紙3)

八代港防犯カメラ等の管理に関する要項

- 1 趣旨
この要項は、次項に定める目的のために八代港県営上屋に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。
- 2 カメラの設置目的
カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。
- 3 設置場所等
 - (1) 設置場所、台数等
カメラは、次の場所に設置する。
県営1号上屋及び県営4号上屋 各1台、県営5号上屋 2台
 - (2) 撮影対象
カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。
 - (3) 撮影時間
カメラの撮影時間は、終日とする。
 - (4) 録画
カメラで撮影した画像は、録画するものとする。
- 4 責任者の指定
カメラの管理責任者は、八代港管理事務所長とする。
- 5 録画した映像の管理方法
 - (1) 保管場所
録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。
 - (2) 保存期間
画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。
 - (3) 画像の閲覧等
 - ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。
 - イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。
 - ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。
 - (4) 消去
保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。
- 6 設置の表示
カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。
- 7 画像の提供
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

防犯カメラ設置場所 (NO. 1)



防犯カメラ設置場所 (NO.2)



防犯カメラ設置場所 (NO. 3-4)



(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名:熊本県立天草拓心高等学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎 水産実習船熊本丸
2 設置の目的	水産実習船熊本丸の航海中及び停泊中の安全管理及び防犯 ・乗船する生徒・職員等(以下「乗船者」という。)の安全管理 ・停泊中における不審者侵入の未然防止(抑止) ・海中転落事故の未然防止 等
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	乗船者及び不法侵入者等
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	熊本丸は、天草拓心高等学校マリン校舎海洋科学科海洋航海コースの漁業乗船実習を主たる目的とした船舶であり、防犯(監視)カメラの設置を必要とする理由等は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・船内外は区画が多く、乗船者の所在(安否)確認等の安全管理を適切に行う必要がある・停泊中は、乗降のためのタラップを岸壁に設置するため、不審者が侵入する可能性がある。不審者侵入の未然防止(抑止)と、不審者が侵入した場合、侵入者の確認及び乗船者の安全確保を迅速に行う必要がある。・乗船者が誤って海中に転落する危険性があるため、波浪時等に乗船者が危険個所に立ち入っていないか確認するなど、転落事故の未然防止を適切に行う必要がある。

7 カメラの台数と設置場所	甲板上11台、船内通路3台、生徒食堂1台、作業室1台、機関工作室1台、舵機室1台、機関室4台 計22台（別表のとおり）
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 15日間連続録画（その後、上書き録画）
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 海上保安庁、警察などを想定
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり 公表の方法：学校ホームページ及び学校事務室、熊本丸
11 その他の特記事項	平成30年12月21日竣工 「防犯カメラ作動中」と記載した表示板は、船舶の運航及び漁業乗船実習の支障とならない場所に設置する

(別表)

図面 番号	設置場所		設置を必要とする主な理由
1	甲板上	レーダーマスト前方	海中転落者の捜索
2	〃	レーダーマスト後方	海中転落事故の未然防止
3	〃	操舵室屋上前方	海中転落者の捜索
4	〃	後部マスト前方	海中転落事故の未然防止
5	〃	後部マスト後方	海中転落者の捜索
6	〃	操舵室軒下左舷前方	停泊中における不審者侵入の未然防止（抑止）、 海中転落事故の未然防止
7	〃	操舵室軒下左舷後方	海中転落事故の未然防止
8	〃	操舵室軒下右舷前方	〃
9	〃	甲板通路天井左舷前方	〃
10	〃	甲板通路天井右舷前方	〃
11	〃	甲板通路天井右舷後方	〃
12	船内通路	洗面所出入口天井	乗船者の所在（安否）確認等の安全管理
13	〃	天井前方	〃
14	〃	天井後方	〃
15	生徒食堂	天井右前方	〃
16	作業室	天井後方	〃
17	機関工作室	出入口天井	〃
18	舵機室	出入口天井	〃
19	機関室	天井中央前方	〃
20	〃	天井右前方	〃
21	〃	天井左後方	〃
22	〃	天井右後方	〃

(別紙3)

水産実習船熊本丸防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎水産実習船熊本丸（以下「熊本丸」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、熊本丸の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本丸の次の場所に設置する。

甲板上11台、船内通路3台、生徒食堂1台、作業室1台、機関工作室1台、舵機室1台、機関室4台（計22台）

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、熊本丸乗船者、不法侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本丸船長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が熊本丸の施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、15日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

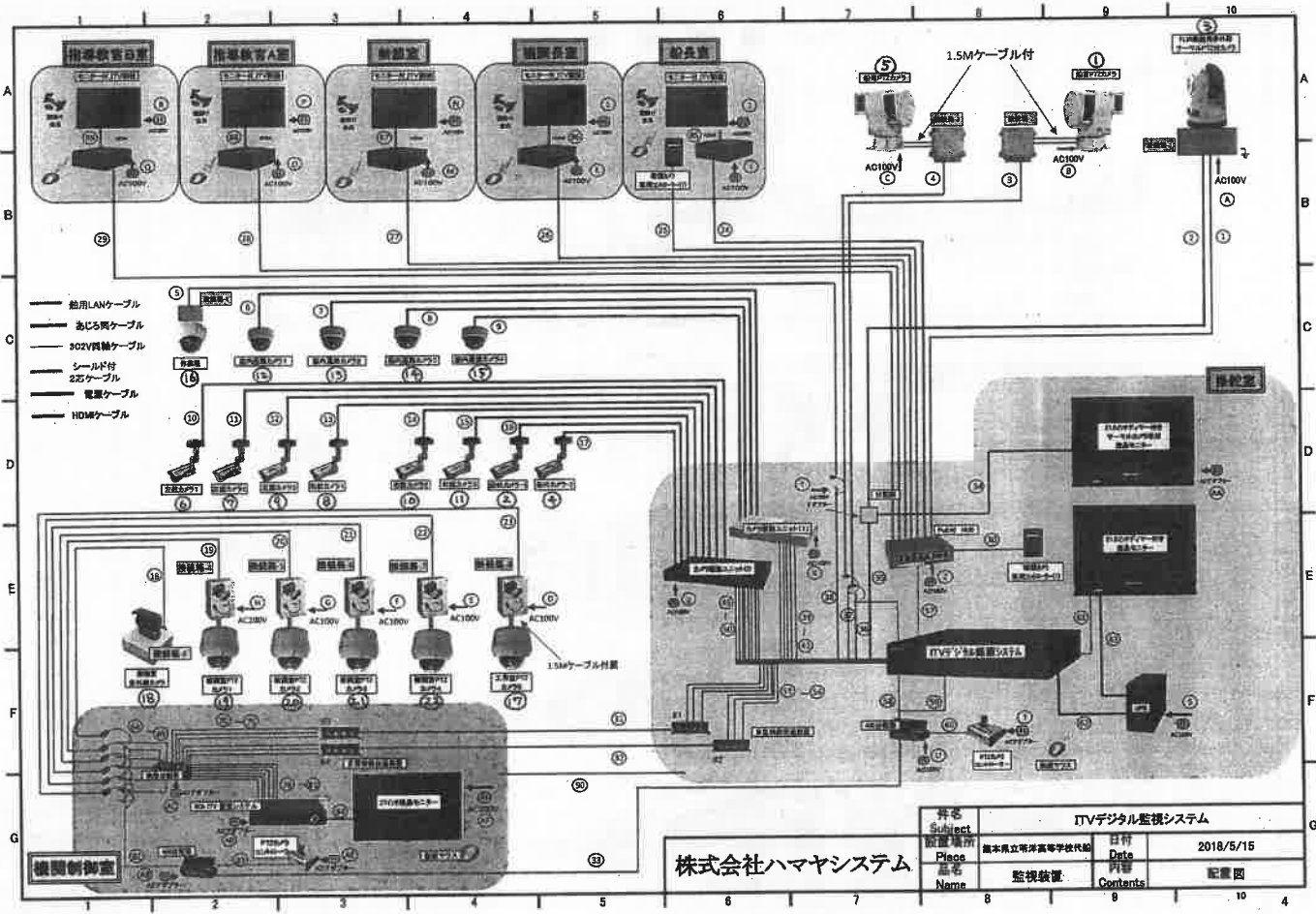
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

9 附則

この要項は、令和2年（2020年）12月16日から施行する。



名称 Subject	ITVデジタル監視システム		
設置場所 Place	熊本県立常陸高等学校校舎	日付 Date	2018/5/15
品名 Name	監視装置	内容 Contents	配線図

防犯カメラ等の設置状況

(所属名： 知事公室付)

項 目	内 容
1 設置施設	熊本地震震災ミュージアム中核拠点 [旧東海大学阿蘇校舎1号館]
2 設置の目的	熊本地震の震災遺構である旧1号館及びその敷地内における施設・設備等の保全・維持、安全な見学及び防犯を図ることを目的として、防犯カメラを設置する。
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設の見学者及び施設に出入りする者
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>熊本地震の震災遺構である旧1号館及びその敷地は、熊本地震を後世に伝承する「熊本地震震災ミュージアム」の中核拠点であり、学習旅行や観光を目的に県内外の多くの方々が見学できる財産である。</p> <p>貴重な震災遺構である旧1号館を保全・維持し、安全で秩序ある見学者の利用を図るためには、旧1号館及びその敷地内における事故や事件の未然防止とともに、事故や事件があった場合の早期発見、迅速な対応が強く求められる。</p> <p>そこで、開館時間中は、管理人及び警備員の配置とともに、これを補完するものとして、また、休館日（毎週火曜日及び年末年始）や開館時間外においては、唯一の監視、警備策として監視カメラを設置する。</p> <p>設置場所は、旧1号館の中でも特に監視が重要と考えられる旧事務室付近に1台、旧1号館を取り囲む安全フェンス付近の監視用に2台、さらに、旧1号館前庭の視点場監視用に1台の計4台を設置する。</p>

7 カメラの台数と設置場所	4台 (旧事務室横の通路屋根：1台、旧1号館北側1階：1台、旧1号館東南側1階：1台、旧1号館東南側3階：1台)
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスク上に7日程度(つど上書き)
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察等捜査機関(要請があった場合)
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表の方法：震災ミュージアム中核拠点内の管理棟にて公表
11 その他の特記事項	・ 令和2年8月1日から運用開始 ・ 「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を旧事務室横通路などの防犯カメラ設置場所付近に設置

熊本地震震災ミュージアム中核拠点 [旧東海大学阿蘇校舎1号館] 防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本地震震災ミュージアム中核拠点 [旧東海大学阿蘇校舎1号館] (以下「旧1号館」という。) に設置する防犯カメラ (以下「カメラ」という。) の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、旧1号館の次の場所に設置する。

旧事務室横の通路屋根：1台、北側1階：1台、

東南側1階：1台、東南側3階：1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、知事公室政策調整監とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像 (以下「画像」という。) は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

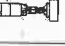

8 その他

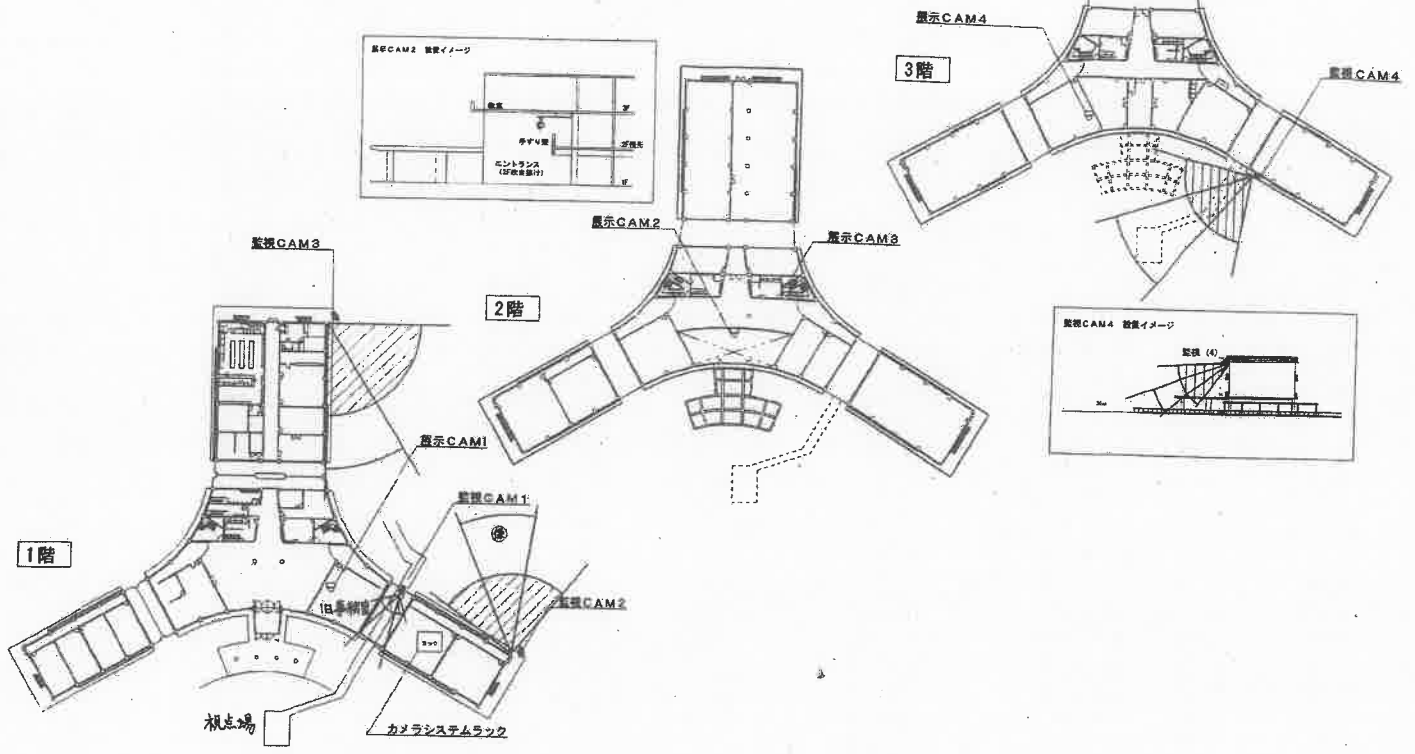
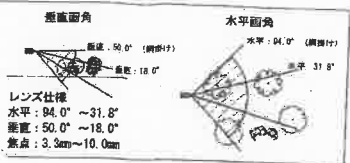
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。

凡例

CAM名称	形状	品名
監視CAM1~4		フルHD屋外ハウジング 一体型ネットワークカメラ 型式: DC-T3233HRX
展示CAM1~4		フルHD屋外対応 PTZネットワークカメラ 型式: DC-S3289WHX



(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立湧心館高等学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立湧心館高等学校の全日制生徒用駐輪場
2 設置の目的	防犯、施設の安全管理等のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者、不正侵入者等
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の 設置を必要とする理由又は事情	全日制生徒 246 人が自転車通学をしておりますが、駐輪場が敷地の奥まったところにあり、教職員の目が行き届かない場所にあります。昨今、その駐輪場で、自転車のパンクや破損等のいたずらが続いており、犯罪の防止上、防犯カメラ1台が必要と判断しました。

7 カメラの台数と設置場所	1台 全日制生徒用駐輪場
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 HDDに336時間連続録画。その後上書き録画。</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし 公表方法：校内掲示板に掲載。
11 その他の特記事項	カメラ撮影対象区域内に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。 令和3年2月2日設置。

熊本県立湧心館高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のため本校敷地内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、防犯、施設の安全管理等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立湧心館高等学校の全日制生徒用駐輪場に、1台設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）ハードディスクに保存され、管理責任者が施錠できる職員室内で保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、14日間とする。ただし、犯罪の捜査等のために特に必要を認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像は、カメラ設置の目的である事務に直接携わる者以外は、再生又は閲覧できない。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域内に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

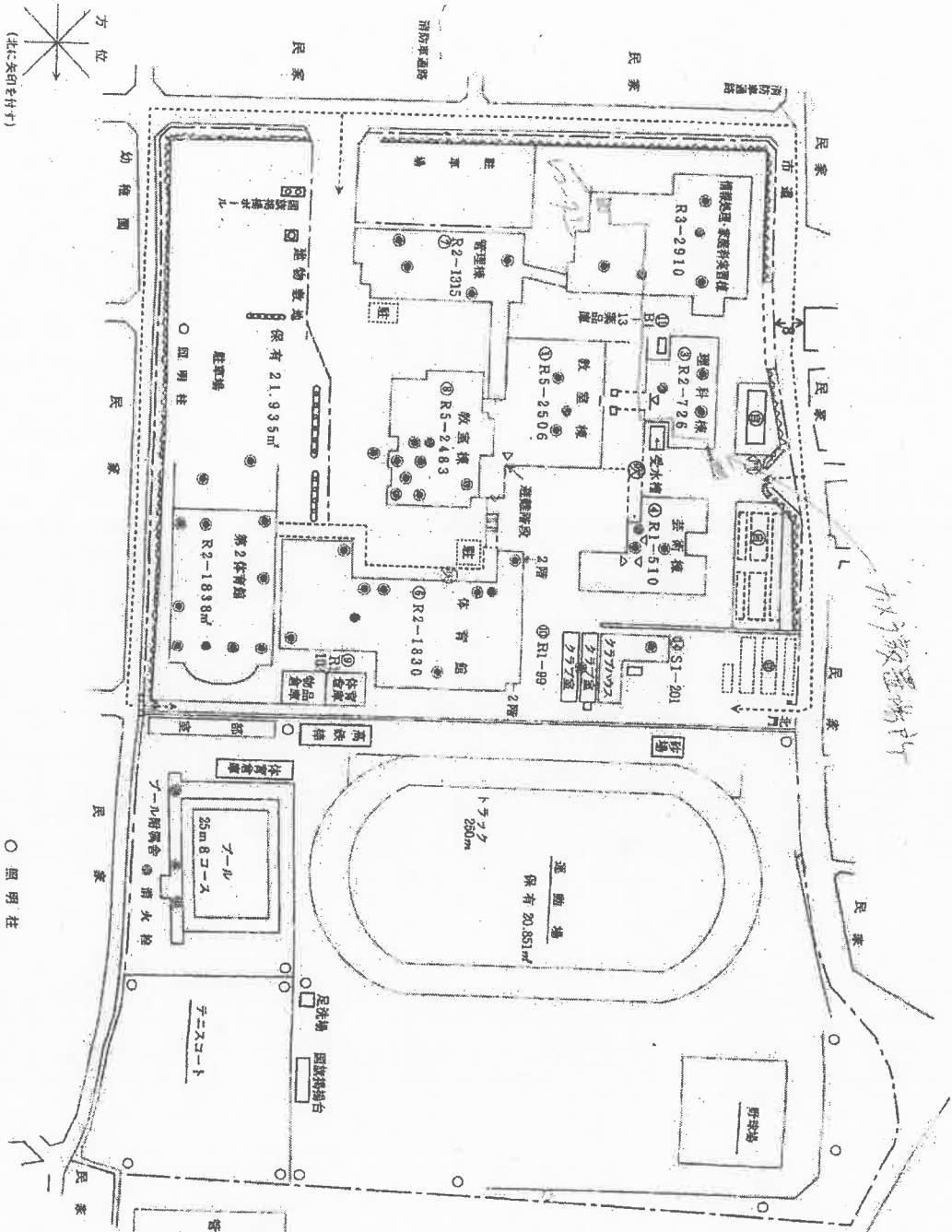
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

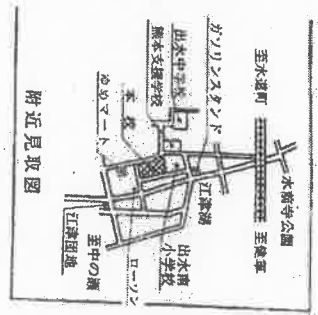
附 則

この要項は、令和3年2月2日から施行する。

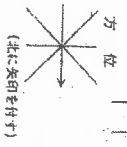
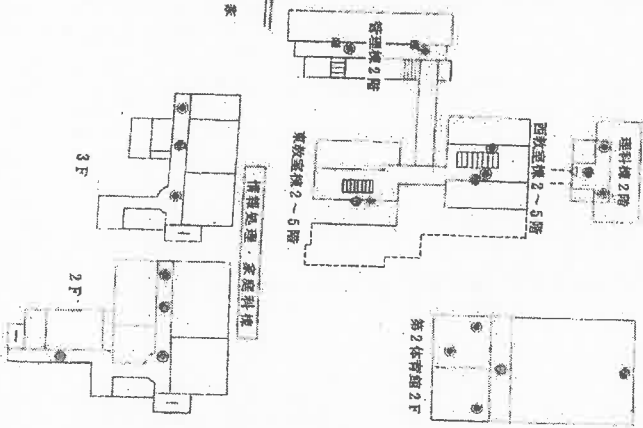
3 学校の位置・校地・校舎等の概要
 (1) 校地及び校舎配置図



林業事務所



出木南小学校



三浦小学校追加の校舎配置図

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県南広域本部 農業普及・振興課)

項目	内容
1 設置車両	<ul style="list-style-type: none">・熊本581も6137・熊本580き1429・熊本580ち7567・熊本581つ2363・熊本400ち9544・熊本581は3855
2 設置の目的	交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理及び職員の交通安全意識の向上のため
3 設置根拠 (法令等)	<ul style="list-style-type: none">・熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号・県南広域本部農林水産部農業普及・振興課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	・公用車が通行する道路の歩行者、車両及び車両運転者
5 収集する個人情報 の内容	<ul style="list-style-type: none">・個人が識別できる映像・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<p>本課は、業務のため公用車による外出が非常に多く、これまで公用車による事故も発生している状況であり、今後も公用車による交通事故の発生が懸念される。</p> <p>そのため、職員の安全運転意識の向上及び交通事故等の防止に向けた取り組みの推進並びに交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図るため、公用車にドライブレコーダーを設置する。</p>

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数：6台 設置場所：公用車フロントガラスに前方に向けて設置
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 専用の記録媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内 に保管する。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察等の関係機関に対して、交通事故等の状況確認及び原 因分析等のため提供が必要と判断された場合のみ提供
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法：県南広域本部ホームページ
11 その他の特記 事項	

県南広域本部農林水産部農業普及・振興課
公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、県南広域本部農林水産部農業普及・振興課が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、県南広域本部農林水産部農業普及・振興課が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して決定後、管理責任者に報告する。

また、設置車両を変更した場合にも、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は農業普及・振興課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（60分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後はすべてのドアを施

錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年(2020年)3月9日から施行する。

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名： 道路保全課)

項 目	内 容
1 設置車両	道路保全課所管の公用車
2 設置の目的	道路状況の確認及び交通安全対策のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	公用車が通行する周辺の歩行者及び車両
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる映像 車両が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<p>道路保全課は、道路や交通安全施設の管理・維持等に関する業務を所管しており、公用車を活用し、国道・県道の利用状況や道路の状態を確認することは、所管業務を進めるうえで有効な手段である。</p> <p>また、職員の公用車運転時の安全意識及びマナーの向上等、より一層の交通安全対策を図る必要がある。</p>

7 レコーダーの 台数と設置場所	【設置台数】 1 台 【設置場所】 公用車のフロントガラスに前方に向けて設置
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 メモリーカード
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察及び損害保険会社
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法：県ホームページに掲載
11 その他の特記 事項	

道路保全課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、道路保全課が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、道路保全課が所管する全ての公用車1台とする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は道路保全課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用しない間は、施錠できる執務室内に保管するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として道路状況を確認する場合及び事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、次の各号の目的以外に利用及び提供してはならない。

ア 道路状況の確認のため。

イ 交通事故等の事実確認及び原因分析のため。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年(2020年)6月25日から施行する。

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：芦北農業普及・振興課)

項 目	内 容
1 設置車両	<ul style="list-style-type: none">・熊本 400 に 61-56 (トヨタ プロボックス)・熊本 582 い 99-82 (ホンダ Nワゴン)・熊本 582 い 99-83 (ホンダ Nワゴン)・熊本 582 い 99-84 (ホンダ Nワゴン)・熊本 582 い 99-85 (ホンダ Nワゴン)
2 設置の目的	公務出張時における交通事故やトラブル等の不足事態に備え、迅速かつ正確な状況を把握するため。
3 設置根拠 (法令等)	農業技術課からの設置推進 (熊本県個人情報保護条例)
4 撮影の対象者	公用車の運行により、不特定多数の者が撮影対象となるが、ドライブレコーダーによる撮影では、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難である。 撮影したデータについては、交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、それ以外の目的に利用しない。
5 収集する個人情報 の内容	庁舎を出発してから帰着するまでの間における、車両前方の映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<ul style="list-style-type: none">・職員の安全運転意識及び運転マナーの向上のため・交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理のため

7 レコーダーの 台数と設置場所	<p>レコーダーの台数 5台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本 400 に 61-56 (トヨタ プロボックス) ・熊本 582 い 99-82 (ホンダ Nワゴン) ・熊本 582 い 99-83 (ホンダ Nワゴン) ・熊本 582 い 99-84 (ホンダ Nワゴン) ・熊本 582 い 99-85 (ホンダ Nワゴン)
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 常時録画(上書き)</p> <p>(2) 保存方法 メモリーカード</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 なし</p> <p>(2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、 それ以外の目的に原則、利用しない。 データを目的外に利用又は提供等を行う場合は、熊本県個人情報保 護条例第8条第2項の規定に基づき行うものとする。</p>
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<p>2020年3月11に制定 2020年3月12日に振興局ホームページで公表</p>
11 その他の特記 事項	<p>特になし</p>

県南広域本部芦北地域振興局農林部農業普及・振興課公用車
ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、県南広域本部芦北地域振興局農林部農業普及・振興課（以下「農業普及・振興課」という。）の職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図ることを目的として、課の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) データ

ドライブレコーダーに記録した映像をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、農業普及・振興課が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して必要な車両とする。

(2) 作動時間及び記録する映像

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とし、車両前方の映像を記録するものとする。

4 総括管理責任者

総括管理責任者は農業普及・振興課長とし、データを総括管理する。

5 管理主任及び管理責任者

管理主任は公用車の公用車管理主査とし、ドライブレコーダーを管理する。

管理責任者は課長補佐とし、データを管理する。

6 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をするものとする。

7 データの利用及び管理

(1) メモリーカードの取扱い

データを記録するためのメモリーカードは常時ドライブレコーダーに装着し、交通事故等に伴う一定の衝撃があった際のデータは、上書きできないように記録することとする。

運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみ取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

盗難を防止するため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) データの確認、分析

データの確認、分析は、管理責任者及び総括管理責任者並びに総括管理責任者が認めた者のみが行うこととする。

(3) データの保存

管理責任者がデータを確認した結果、設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存し、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、交通事故、トラブルの解決又は(4)の①から③に係る対応のため特に必要と認められるときは、農業普及・振興課長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

保存期間を経過したデータは、管理責任者において確実に削除するものとする。なお、メモリーカードに記録されているデータが上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

(4) データの利用等の制限

① データは、交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

② ①に定めるデータの利用を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの閲覧、貸与、複写(以下「提供等」という。)をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

③ データを目的外に利用又は提供等を行う場合は、熊本県個人情報保護条例第8条第2項の規定に基づき行うものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、農林部長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、令和2年3月11日から施行する。

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：城城南家畜保健衛生所)

項 目	内 容
1 設置車両	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本400と7633 ・熊本400ち7223
2 設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安全運転意識の向上 ・交通事故発生時の事実確認及び証拠保全
3 設置根拠	城南家畜保健衛生所公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項第2項
4 撮影の対象者	ドライブレコーダーの撮影領域内の歩行者、車両及び運転者
5 収集する個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が識別できる映像及び音声 ・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情	<p>当所は公用車の使用頻度が高く、安全運転については、職場において常日頃から十分な注意喚起を行っているところであるが、安全運転を行ったうえでも事故が発生する可能性は否定できない。</p> <p>万が一事故が発生した場合、その処理を適切に進めるためには、映像等による事実確認及び原因分析が有効であり、証拠の保全が重要である。また、運転状況を撮影することにより、職員の安全運転の意識をより一層高める効果が期待できる。</p>
7 レコーダーの台数と設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数：2台 ・設置場所：フロントガラス及びリアガラス
8 録画方法、保存方法	<ul style="list-style-type: none"> ・録画方法：常時録画 ・保存方法：ドライブレコーダーの記録媒体（SDカード）で常時記録を行い、事故が発生した場合のみ、その情報をパソコンへ保存する。記録媒体への録画時間は約165分であり、165分を超過した記録は上書きされるため、日常的な保存は行われない。
9 記録画像の外部への提供	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時：なし ・異常事態発生時：あり 〈提供先〉 事実確認及び原因分析のために必要な証拠として警察、裁判所、損害保険会社等へ提供する。
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱要項：城南家畜保健衛生所公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 ・公表方法：熊本県ホームページ
11 その他特記事項	

城南家畜保健衛生所公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、城南家畜保健衛生所が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、城南家畜保健衛生所が所管する公用車2台とする。
設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスの前方及びリアガラスの後方に向けて設置し、車両の前方及び後方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者及び使用責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者及び使用責任者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

(2) 管理責任者は、所長とし、運用を統括する。

(3) 使用責任者は、衛生課長とし、ドライブレコーダー及び記録データを管理する。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（165分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車の使用後は、全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者等及び管理責任者等の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録するものとし、その記録簿は使用責任者が3年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、使用責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとし、その記録簿は使用責任者が3年間保存しておくものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」である旨を表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和3年(2021年)2月1日から施行する。

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：美術館)

項目	内容
1 設置車両	美術館が所管する公用車 熊本 502 の 182
2 設置の目的	職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	当館では、美術品等の輸送や展覧会ポスター・チラシの配布活動等のため、職員が公用車を運転し、業務を行っている。 安全運転については、研修等を通して各職員へ注意喚起等を行っているところだが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。 また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数：1台（カメラは2台） 設置場所：撮影用カメラを、公用車のフロントガラスに前方に向けて1台、また、リアガラスに後方に向けて1台設置。
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録を行い、事故等発生した場合は、パソコンへ保存する。 ※ドライブレコーダーの録画時間は、5時間程度であり、当該時間を超過した記録は自動的に上書きされる。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 事実確認及び原因分析のため必要な証拠として警察、裁判所及び損害保険会社等へ提供
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし 公表方法：美術館ホームページ
11 その他の特記 事項	設置日：令和3年（2021年）2月25日

美術館公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、美術館が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びドライブレコーダーにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、美術館が所管する公用車1台とし、ドライブレコーダーの撮影用カメラは、公用車のフロントガラスに前方に向けて1台を、リアガラスに後方に向けて1台を設置する。

(2) 撮影対象

車両前方の映像及び車両後方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、美術館を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した映像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は総務企画課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（5時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限

るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

なお、メモリーカードに記録されている記録データが上書きされた場合は、上書きされたデータは適正に消去されたものとみなす。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年2月25日から施行する。

